

12 公益社団法人みやぎ被害者支援センター

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			代表者	理事長 三輪 佳久	
電話	022-301-7840	ファックス	左記同	ホームページ	http://www.miyagivsc.jp/	
設立	平成12年4月27日	改革分類	自立支援団体	県担当課	環境生活部 共同参画社会推進課	
出資等の状況	第1位 - (-) 千円	第2位 - (-) 千円	第3位 - (-) 千円	その他	- (-) 千円	
設立目的(定款等)	事件・事故、災害、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害回復及び軽減に資することを目的とする。				出資等総額	0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
事業1	性暴力被害相談事業	8,224	9,231	12,145	性暴力被害に遭われた方及びその家族等からの電話相談及びこれに付随した医療機関や弁護士相談等への付添い支援	
	全体事業に占める割合	29.4%	35.6%	46.3%		
事業2	その他の相談事業	19,766	16,682	14,112	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第2項に規定する事業等	
	全体事業に占める割合	70.6%	64.4%	53.7%		
事業3						
	全体事業に占める割合					
その他の事業						
	全体事業に占める割合					
全体事業費		27,990	25,913	26,257	指定管理者	-
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%		

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項に基づき、宮城県公安委員会から早期援助団体の指定を受けた公益法人であり、また、宮城県から性暴力被害相談事業の委託を受け、宮城県、宮城県警察、宮城県産婦人科医会及び当センターの4者で性暴力被害者やその家族等に対する支援活動の協定を締結するなど、犯罪被害者及び性暴力被害者等に対する支援活動を行っており、社会的要請が強く、団体の設立目的の必要性や活動の有効性は非常に高い。	宮城県公安委員会から早期援助団体の指定を受けた公益法人であり、犯罪被害者等の相談に当たっている団体である。 (公社)みやぎ被害者支援センター、宮城県、宮城県警察及び宮城県産婦人科医会の4者で締結した性暴力被害者やその家族等に対する支援活動の協定に基づき、宮城県から性暴力被害相談事業の委託を受け運営を行っている。 犯罪被害者等に寄り添った支援を行い、信頼される団体になることが期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
犯罪被害者等からの電話相談や付添い支援等の支援活動は、大幅に増加(前年度比51.5%増)するなど、相談者のニーズに応える活動を担った。10月から、国の性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターと連携し、閉庁日、閉庁時間の性犯罪・性被害の相談対応を運用し、相談の拡充を図った。県民に犯罪被害者支援の必要性の理解を得るため、県内市町村の犯罪被害者等支援条例の制定に関して関係機関等と連携した取組を行い、大衡村で県内初の同条例が制定されたほか、他市町での制定の気運の高まりが見られる。	犯罪被害者等からの相談や付添い事業の対応件数が増加する中、相談者に寄り添った支援を行いその役割をしっかりと担った。潜在的被害者が存在することが考えられるので、引き続きセンターの周知を進め、支援の充実を図っていく必要がある。また、早期援助団体の指定に基づく警察から情報提供のあった相談に対しても適切に対応した。犯罪被害者等の早期回復に寄与するとともに、被害者支援意識の高揚にも取り組み、団体としての重要性は高い。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	事業活動について、適時適切にホームページに掲載するとともに、個人情報保護に関するプライバシーポリシーを掲載するなど、透明性の確保に努めた。 「定款」及び「事業規程」を大幅に見直すなど、組織運営の健全化に努めた。	事業活動や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを公表し積極的な情報公開に努めたことや、定款及び事業規程の見直しを図ったことは評価できる。 内部統制が図られるよう業務規程をさらに整備することを検討されたい。	A
ロ 財務の健全性 ※1	新規会員24団体、13人の獲得、寄付型自動販売機36台を増設し、収益確保に努めた。 また、会費の長期未納会員を整理し資料送付の中止や郵便物の二重郵送の見直し、総会資料等のHPの閲覧化等を図るなど印刷製本等のコスト削減に努めた。 公認会計士による会計指導や内部監査の実施による適正な会計処理に努めた。	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により一部事業の縮小も余儀なくされたが、収入の確保に努めるとともにコスト削減を図りながら、適正な会計処理に努め財務の健全化に取り組んだ。 一般正味財産増減額がプラスとなり、収支相償も満たし、適正な会計処理にも努めている。引き続き中長期を見据えた安定的な経営となることを期待する。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	前年度に引き続き戦略的な会員獲得や寄付型自動販売機の設置促進に努めた。当期経常収益が前年度を上回り、当期経常増減額も増加した。今後、公認会計士による指導に加え、税理士による業務指導を受ける予定としている。 性暴力被害相談の24時間365日対応及びメール相談等の適正運用・充実を図るため、相談員等の人材確保と質の向上に計画的に取り組むこととしたい。	組織運営及び財務ともに健全化のための努力を重ねられた。正味財産比率は高い水準を保ちながらも増となり、財政基盤の安定が見られる。 さらに相談の充実を図るために相談員等の人材確保等の取り組みに期待したい。 犯罪行為により被害を受けた方々への支援及び被害の早期軽減を図るため、犯罪被害者相談窓口としての重要性は高い。犯罪被害者等への支援が充実されるよう、引き続き必要な助言を行っていく。	A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	11,705	13,055	36,731	23,676
	流動資産	4,506	6,125	10,061	3,936
	固定資産	7,199	6,930	26,670	19,740
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	2,171	106	178	72
	流動負債	2,171	106	178	72
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	9,534	12,949	36,553	23,604
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	9,534	12,949	36,553	23,604	
正味財産増減計算書	経常収益	28,048	29,324	30,903	1,579
	うち事業収益	10,304	11,311	12,684	1,373
	経常費用	30,726	27,909	28,299	390
	うち管理費	2,736	1,996	2,042	46
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,678	1,415	2,604	1,189
	当期経常増減額	△ 2,678	1,415	2,604	1,189
	経常外収益	0	2,000	21,000	19,000
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	2,000	21,000	19,000
	当期一般正味財産増減額	△ 2,678	3,415	23,604	20,189
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 2,678	3,415	23,604	20,189	
県の財政的関与	補助金	3,600	3,600	3,600	0
	委託金 ※2	8,224	9,231	12,145	2,914
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	11,824	12,831	15,745	2,914
	総収入 ※3	28,048	31,324	51,903	20,579
	総収入に対する補助金等割合	42.2%	41.0%	30.3%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金: 随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	81.5%	99.2%	99.5%	0.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	207.6%	5778.3%	5652.2%	-126.1%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-9.5%	4.8%	8.4%	3.6%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	9.8%	6.8%	6.6%	-0.2%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	16 (2)	16 (2)	16 (2)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	4	4	4	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	プロパー職員	1	1	1	常勤職員(プロパー)				
	県OB	3	3	3	平均年齢	1名のため非公開			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	その他の派遣職員	0	0	0					
	上記以外の職員(※5)	21	21	18					
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員: プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員: 任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

12 公益社団法人みやぎ被害者支援センター

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	□
			給与規程	■
			退職手当規程	□
			施設等の管理規程	□
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	<input type="checkbox"/>	
			役員等名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	
			事業計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			収支予算書（収支計画）	<input checked="" type="checkbox"/>	
			事業（営業）報告書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			収支計算書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			貸借対照表	<input checked="" type="checkbox"/>	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	<input checked="" type="checkbox"/>	
			財産目録	<input checked="" type="checkbox"/>	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	<input type="checkbox"/>	
役員の報酬・退職金に関する規定	<input type="checkbox"/>				
合計（10点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
事業活動について、適時適切にホームページに掲載するとともに、個人情報保護に関するプライバシーポリシーを掲載するなど、透明性の確保に努めた。 「定款」及び「事業規程」を大幅に見直すなど、組織運営の健全化に努めた。	事業活動や個人情報保護に関するプライバシーポリシーを公表し積極的な情報公開に努めたことや、定款及び事業規程の見直しを図ったことは評価できる。 内部統制が図られるよう業務規程をさらに整備することを検討されたい。	A

<参考指標>
合計点が 8～10点の場合：A（概ね良好） 5～7点の場合：B（改善の余地あり） 2～4点の場合：C（改善措置が必要） 0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

12 公益社団法人みやぎ被害者支援センター

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。 または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	4
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	④	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	②	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	①	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上 ②①又は③以外 ③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	0	1
			1	
			2	
5	借入金抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外 ②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期 ③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	0	2
			1	
			2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり ②累積なし	0	2
			2	
合計(13点満点)				12

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>新規会員24団体、13人の獲得、寄付型自動販売機36台を増設し、収益確保に努めた。</p> <p>また、会費の長期未納会員を整理し資料送付の中止や郵便物の二重郵送の見直し、総会資料等のHPの閲覧化等を図るなど印刷製本等のコスト削減に努めた。</p> <p>公認会計士による会計指導や内部監査の実施による適正な会計処理に努めた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により一部事業の縮小も余儀なくされたが、収入の確保に努めるとともにコスト削減を図りながら、適正な会計処理に努め財務の健全化に取り組んだ。</p> <p>一般正味財産増減額がプラスとなり、収支相償も満たし、適正な会計処理にも努めている。引き続き中長期を見据えた安定的な経営となることを期待する。</p>	A

<参考指標>
合計点が
11~13点の場合：A(概ね良好)
7~10点の場合：B(改善の余地あり)
3~6点の場合：C(改善措置が必要)
0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)